

別記様式第六（第十四関係）

(表面)

		第 号	
写 真	押 出 スタンプ	検 査 員 証	
		官 職 氏 名	
		年 月 日	生
上記の者は、自動車安全運転センター法第38条第1項の規定による立入 検査に従事する職員であることを証明する。			
		年 月 日	
		国家公安委員会	印

(裏面)

自動車安全運転センター（抜粋）

（報告及び検査）

第38条 国家公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務に関し報告をさせ、又は警察庁の職員にセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

第43条 第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。